

別表 1-3

(3) 講習科目の一部免除の基準

受講の免除が受けることができる者	講習科目	講習時間
1 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習規程第 1 条各号に掲げる者	作業の方法に関する知識	5 時間
2 職業能力開発促進法施行令 (昭和 44 年政令第 258 号) 別表第 1 に掲げる検定職種のうち、とびに係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者	工事用設備、機械、器具等に関する知識	1 時間 30 分
	作業環境等に関する知識	1 時間 30 分
職業能力開発促進法第 28 条第 1 項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	作業の方法に関する知識	5 時間
	工事用設備、機械、器具等に関する知識	1 時間 30 分
	作業環境等に関する知識	1 時間 30 分
	作業者に対する教育等に関する知識	1 時間 30 分
1 鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者 2 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者	作業環境等に関する知識	1 時間 30 分
	作業者に対する教育等に関する知識	1 時間 30 分